

(2) 監査法人、会計監査人の観点

会計監査人や会計士も、報告の頻度変更による影響を受ける。四半期ごとの財務報告がなくなることで、半期および年次報告の監査における役割が増大し、より適時かつ深い分析や洞察が必要とされる。また、レビューや内部統制に対する監査など、従来の会計監査とは異なる領域への資源配分が可能となり、業務の多様化が生じることなどが予想される。

(3) 監督機関、その他機関の観点

金融庁や証券取引所など、情報開示に係る監督機関にとっては、四半期報告の廃止が監督の方法に変化をもたらす可能性がある。業績報告の頻度が下がることで、より質の高い監督と分析に重点を置く必要が生じ、透明性の確保と市場の健全性を維持するための新しいアプローチや方策を模索することが求められる。また実際に、本改正を受け早々に、次の文書が公表されている。

・東京証券取引所「四半期開示の見直しに関する実務の方針」

日本公認会計士協会「四半期開示の見直しに伴う監査及び四半期レビュー契約書への影響について」

* * *

なお、四半期報告制度の改正について、12月8日に、関連する政令、内閣府令案が公表された。主な内容は、半期報告書に関する規定の整備、臨時報告書の提出事由の追加、財務諸表関連の各規則の整理、その他所要の改正など、とされている。

第2章

施行日を跨ぐ四半期、追加開示の内容に注意 開示制度の変更に関する 実務上の留意点

【この章のエッセンス】

- 施行日を跨ぐ四半期は四半期報告書の提出が必要となる。
- 現状の開示状況、適用基準によって、1・Q・3・Q決算短信の開示内容追加による影響の度合いは異なる。

また、12月15日に、企業会計基準委員会から、四半期開示義務の見直しを受けて中間財務諸表に関する会計処理および開示の取扱いを提案するものとして、企業会計基準公開草案80号「中間財務諸表に関する会計基準(案)および企業会計基準適用指針公開草案82号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」が公表された。本公開草案は、上場企業や非上場会社を作成する半期報告書における中間財務諸表に適用される、基本的に企業会計基準12号「四

半期財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の会計処理および開示を引き継いでいるものの、期首から6カ月間を1つの会計期間(中間会計期間)とした場合と、四半期ごとの会計処理を前提とした場合とで差異が生じる可能性があるいくつかの項目について、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じないような経過措置を定めることを提案している。

る。

- 1・Q・3・Q決算短信は二段階開示もあり得る。
- データ配信形式の変更箇所についての対応が必要となる。

金融商品取引法の改正により四半

期報告書は廃止され、特に第1四半期および第3四半期については四半期決算短信に一本化されることになる。ここでは、開示の制度変更から生じる論点について確認・検討していく。